

議案に対する質疑

平成 20 年 4 月 1 日 (火)

〔日程第 4〕

順位	氏名 (会派名)	議案番号・件名	発言要旨
1	湧川 朝涉 (日本共産党)	議案第54号・ 地方独立行政法人那覇市立病院 中期計画について	<p>地方独立行政法人那覇市立病院中期計画について質疑する</p> <p>(1) 第1 はじめに 地方独立行政法人那覇市立病院は、「市民の健康の維持・増進に寄与する」とあるが、市民とは全市民が対象なのか。全市民が対象ならば、慢性疾患やリハビリ医療、そして後期高齢者の医療・健康増進に那覇市立病院として、具体的にどのように取り組むのか。この中期計画でどのように具体化しているか</p> <p>(2) 第2 1 診療機能の充実 (4)地域医療との連携・強化として、①で地域の医療との役割分担・連携の推進として「地域の医療機関との役割分担の明確化と連携の強化に取り組む」としているが、その具体的内容について</p> <p>① 地域の医療機関との役割分担の明確化とは、具体的にどのような医療内容や行為を意味するのか</p> <p>② 幾つの地域の医療機関で、その役割分担で、合意が得られているのか。それは文書による合意なのか</p>

順位	氏名 (会派名)	議案番号・件名	発言要旨
			<p>(3) (7) より安心して信頼できる質の高い医療の提供 ②患者中心の医療の実践、ア、インフォームド・コンセントの徹底として、「医療の中心は患者であるという基本認識」とあるが、市立病院が、中期計画で目標としている患者さんの入院期間は何日間か。また、市立病院からの退院について、どのような合意形成を得る予定なのか。退院後の移転先の確保は、だれが責任を負うのか</p> <p>(4) 第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 1 予算(平成20年度～平成23年度)(注2)平成20年度から平成23年度までの4年間の職員給与費のベースアップ率はゼロ%として試算しているとあるが、それは事実か 地方独立行政法人那覇市立病院の職員・労働者、労働組合には、給与・賃金に関して団体交渉権はあるのか、ないのか 今回のこの中期計画は、その団体交渉権をほごにするものなのか</p> <p>(5) 第10 那覇市地方独立行政法人法の施行に関する規則第4条で定める事項において中期計画における病院施設及び医療機器等整備を平成20年度から平成23年度の4年間で12億円を積み立てる、貯金をするとあるがそれは事実なのか</p> <p>【答弁を求める者】 関係部長</p>